

訴状から

今田さん・山本さん。・浦谷さん損害賠償請求事件

< 原告らの主張の要旨 > (被告・J R東海会社)

使用者たる被告は、労基法39条の定めに基づき原告ら労働者が時季指定した労働日に年休が取得できるようにする必要がある。

しかし被告は、原告今田、山本が時季指定した日を休日にし、年休を取得させず、且つ、その休日とした日に一方的に休日勤務することを原告2名に命じた。

また、前月25日までに発表される勤務指定表で被告から一方的休日勤務を指定された原告3名が、一方的に休日勤務指定された日を休日として休みたいと意志表示したら、被告は原告らに、労働日でないから年休の時季指定は出来ないにもかかわらず、その休日勤務指定日に年休の時季指定をさせる取り扱いをした。

そして被告は、原告らに休日勤務を行わせるのか、休日として休むことを認めるのか、それとも年休を「承認」するのかを、年休「承認」の可否を勤務日5日前の日別勤務指定表の発表でしていることと同様に、一方的休日勤務指定した日の直前まで明確にせず、原告らが生活設計をなかなか計画できない状態にした。

原告3名は、被告による以上のような年休の取り扱いについての労基法や就業規則の定め反する不法行為により被った損害の賠償を請求する。

訴状から

柳楽さん損害賠償請求事件

< 原告らの主張の要旨 > (被告・JR東海会社)

使用者たる被告は、原告との労働契約上、労働者たる原告がその権利として有する年休権を享受することを妨げてはならない義務を負っている。さらに、被告は、原則として労働者たる原告が指定した時季に年休を取得できるような状況に応じた配慮をする義務を負っている。

原告は、2019年5月27日に同年6月4日の年休（以下「本件年休」という。）の時季指定を行った。これに対し被告は、本件年休請求後直ちに本件年休の発給を原告に約束した。ところが、前日の6月3日になり、「私傷病休暇で休んでいた社員の職場復帰が延びた」ことを理由に、本件年休を認めないと言い出し、その結果として本件年休を認めなかった。

被告の上記行為は、事実上原告との約束を反故にし、勤務指定することにより、原告が年休権を享受することを妨害したものであって、労働契約上の

債務不履行に当たる。

仮に被告が時季変更権を行使したと主張するとしても、この被告の時季変更権行使は、いずれも労働基準法39条5項にいう「事業の正常な運営を妨げる場合」の要件を満たさない違法なものである。被告の上記行為は、原則として原告が指定した時季に年休を取得できるよう状況に応じた配慮をする義務に違反するものであって、やはり労働契約上の債務不履行に当たる。

したがって、いずれにしても被告は、原告に対し、労働契約上の債務不履行責任を負う。原告は、本件訴訟において、被告に対して、債務不履行責任を問うものである。以下、詳述する。